

ガバナンス研究部会（第 250 回）議事録

日時：平成 31 年 1 月 18 日（金）15:00～17:00

場所：学士会館 310 号会議室

出席者：今井、板垣、井上、上原、荻野、勝田、嶋多、中嶋、中村、林、山本、山脇、小畑

【報告事項等】

井上幹事より、次期部会役員を選任について、より透明性を高めるため諮問委員会を設置したい旨提案があり承認された。（詳細は、部会アーカイブ参照）

【定例研究発表】

1. 「賤商思想と商業道徳—石田梅岩（1685-1744）の業績を踏まえて」（荻野博司会員）

<概要説明>

- 江戸時代において、商品経済、市場機能が発達するとともに、仲介役としての商人の役割は拡大し、社会への影響力を増した。それは農民からの年貢米をもとに武士階級が支配するという封建制度を揺るがす結果を招き、その反動として「貴穀賤商」「農本商末」などの主張が多く論者によって展開された。当時の商取引では、情報の非対称性のなか、大都市の間屋などが地方の商人や生産者の無知に付け込んで買い叩き、詐術を尽くして暴利を得るなど不正が見られたのも事実である。
- 江戸の知識人たちの激しい商業批判、商人蔑視は、例えば、荻生徂徠、林子平、高野昌碩、熊沢蕃山、貝原益軒など枚挙に暇がない。大名貸して肥え太る豪商や、米の買占めで巨利を得る御用商人の跋扈により、知識人のみならず米相場や銭相場の乱高下で生活が困窮する庶民からも攻撃の対象になった。
- こうした中、貨幣経済下の商取引を前提にして経済的な価値観を是認する動きも現れた。とりわけ商人の役割を真正面から評価したうえで、倫理性を強く求めた石田梅岩の影響は大きい。
- しかしながら、封建体制のもとでの社会構造まで疑問視、あるいは否定したとはいえない。急速に力をつけた市場経済と揺らぐ幕藩体制との折り合いをつけることに腐心していた。武士階級の支配あつての商人という立場からは、市場メカニズムを最優先するまでには至らないのは当然であろう。
- R・ベラーは、商業の社会的な役割を正當に位置づけ、忠誠や無私の献身などに商人の価値を見いだした梅岩の主張が明治政府の重商政策に大きく影響したと指摘している。

<討議・意見>

- 江戸時代の賤商思想は、明治時代に官僚に引き継がれ、戦後も正されることなく、官学の言われなき企業への優越感など現在にまで続いているように思われる。
- 石田梅岩と「三方よし」の思想に共通点はあるのか、石田梅岩と「道徳感情論」を書いたアダムスミスとの接点はあるかなど、興味深いテーマに発展するのではないか。
- 「都鄙問答」に寄れば梅岩の思想は近江商人に影響を与えたことは間違いないが、「三方よし」は 1980 年代後半にできた比較的新しい用語だ。セゾンの堤氏が世に広めたという説もある。梅岩とは直接はつながらないと思う。
- 当時の江戸は世界最大の都市であった。そういう中で、米本位主義で経済が成り立つわ

けもなく、貨幣経済、商品経済が進み、米にもとづく武士がその地位を保てなかったのは当然だ。賤商思想の根底にある米本位経済システムが、いつ頃から機能しなくなっていったのかは、面白い研究テーマと思う。

- 武士階級も米にこだわらず、商品経済を適切に運営できればよかったのだが。

2. 「会社を良くする監査役監査とその展開」(山脇 徹部会員)

<概要説明>

- 本発表では、会社法における監査役・監査役会の役割及び取締役と取締役会の役割は何かを当てる。次に、監査役監査基準等による監査役の心構えと監査役監査の実施を参考に、具体例に従って監査の実際を述べる。業務執行の適正さの監査は、本社、各(事業)本部、工場、支社、現地法人や子会社等に行き、現場をしっかりと見る事が大切である。
- 監査役の心構えとしては、独立の立場と公正不偏の態度を保持し、信念に基づき行動する。自己研鑽に努め、会社の事業・財務・組織等を知り、経営課題・経営状況推移・環境変化を把握し、積極的に意見表明する。監査役は取締役・使用人等と意思疎通を図り、情報収集と監査環境の整備に努め、監査環境の重要性を社長含む取締役に理解させるよう務める。また、調査・監査には毅然として臨むが、言葉・表現は柔らかく、相手の立場も理解した上で、真実を旨く引き出せるようにする。
- 具体的監査のあり方として、上場大会社 A 社を取り上げる。売上 8 千億円
6 月末の株主総会後の監査役会での常勤の決定と 7 月の監査役会で監査計画を決定。
監査の重点事項：①内部統制システム(ソフトウェア体制とリスク管理体制)②海外販売体制の監査(新子会社 Q 社含む)③取締役の競業・利益相反取引の監査等。
監査計画の概要日程表を作り、監査役 4 名(内社外 2 名：弁護士・会計士)の行動予定を決める。社外監査役も積極的に監査に参画し、新人監査役 2 名の教育にも留意する。
- 会計監査については、会計監査人が公正不偏の態度、独立の立場を保持し、職業専門家として適切な監査を実施しているかを監視し、検証する。監査役も重要事項は監査する。
- 内部監査部門と連携し、監査計画では重複を無くし、監査結果は互いに通知し合う。
- 監査役に必要な資質としては、高潔な人格、倫理観あふれる資質、財務・経理を含む豊富な経験と知識が要求される。さらに、相手とその立場を考慮する姿勢も大切となる。

<討議・意見>

- 監査役が会計監査にどの程度まで係るかは難しい問題だ。重要な勘定科目の中身を分析し、収益計上ルールの恣意的な適用を指摘するためには、簿記 2 級程度の知識が必要ではないか。採算性の悪いプロジェクトを経営に注意することもありうる。
- 改正 CG コードの原則 4-1-1 に「監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきである。」とある。監査役は高度な会計知識までは要求されない。会計監査人の監査を一義的に、その方法と結論の妥当性を見ればよいという考え方もある。監査役の資格要件として会計知識を過度に重視するのは如何なものか。また、監査役には多様性も必要である。

【次回開催日】 2月 15 日(金) 午後 3 時 学士会館 309 号会議室

2019年1月18日
ガバナンス研究部会

ガバナンス研究部会役員を選任について

当部会の役員を選任については、部会会則第4条（役員）では、「本部会には代表者として部会長1名と幹事1名以上を置く。役員は本部会にて1期2年とし、重任を妨げない。」とあります。

今年3月末で、3人の役員（今井、山本、井上）の任期が到来します。当研究部会の役員を選任については、現部会長が後任者を指名する現行方式をやめて、より透明度を高めるため、部会内に諮問委員会を設置し、諮問委員会の推薦する候補者を、部会の決議によって決定する方式としたいと考えます。本年4月以降の新役員から新方式を適用することを提案します。

具体的な流れは以下の通り。

1. 役員指名諮問委員会を設置し、その構成メンバーを部会長（今井）、幹事（山本、井上）の3名とする。
2. 部会員全員が候補者になりうるという前提で、立候補を受け付ける。2月15日までに諮問委員会あて立候補届を提出する（書式自由）。
3. 立候補者の他、諮問委員会が候補者を立てることもできる。候補者が複数になった場合は、部会員による選挙により決定する。選挙管理委員会は諮問委員会が兼務する。また、単独候補者の場合は、部会で決議して決定する。
4. 役員候補者を3月の部会で報告し、部会の承認を得て正式決定する。

以上